

学校教育法等の一部改正に伴い

高田東小学校は平成29年度より「中学校併設型小学校」になります

## 1 趣旨

小中一貫教育の制度化に係る改正学校教育法及び関係政省令が平成28年4月に施行され、学習指導要領の枠を柔軟に捉えた教育課程の編成などが可能な「中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校」（以下「併設型小・中学校」と表記）が示されました。

横浜市では、小中一貫教育の一層の充実を目指し、教育課程の編成等でメリットの多い制度である併設型小・中学校を平成29年4月に4つのブロックで導入されます。そのひとつとして、高田中学校ブロックでは、この制度を活用し、子どもたちにとってより適切なカリキュラムの編成や合同学校運営協議会などの設置を進めていきます。

## 2 小中一貫教育の現状

【横浜市の現状】

○ 平成21年度から、全ての中学校区を基本としたブロックで小中一貫教育を推進してきました。各ブロックでは、中学校の教員が小学校で授業を行うなどの授業交流、学校行事や部活動等における児童生徒交流など、9年間を見通した教育活動を展開しています。また、教育委員会は18のブロックに非常勤講師を配置し、学校間の打合せや組織作り、カリキュラム作りを支援してきました。

【国の現状】

- 学校教育法等が改正され義務教育学校や「併設型小・中学校」が位置付けられるなど、小中一貫教育の制度化が進められています。
- 中央教育審議会教育課程部会の「審議のまとめ」では、「小・中学校の接続については、義務教育9年間を通じて、子どもたちに必要な資質・能力を確実に育むことを目指し、同一中学校区内の小・中学校間の連携の取組の充実が求められる。」と示され、次期学習指導要領においても小中一貫教育を重視する方向で検討が進んでいます。また、「アクティブラーニング」の視点から、「どのように学ぶか」といった学び方を小中（高）一貫させることの必要性が挙げられています。

## 3 導入の目的

高田中学校ブロックの地域特性や児童生徒の実態に即し、授業時数や教育内容の配列などについて、学習指導要領の枠を柔軟に捉えて教育課程を編成し、学習、生活の両面で9年間一貫した緩やかで確実な教育活動を実現させます。また、合同学校運営協議会を設置し、3校と地域が一体となって、子どもを育成する体制を構築します。

【国が示す小中一貫教育に関する制度の概要】

|         |                 | 併設型小学校  | 義務教育学校   |
|---------|-----------------|---|--|
| 修業年限    |                 | 小学校6年、中学校3年   | 9年（前期課程6年＋後期課程3年）  |
| 組織・運営   |                 | それぞれの学校に校長、教職員組織<br>小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件                                       | 一人の校長、一つの教職員組織   |
| 免許      |                 | 所属する学校の免許状を保有していること   | 原則小学校・中学校の両免許状を併有<br>※当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能 |
| 教育課程    |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成</li> <li>・9年間の教育目標の設定</li> </ul> |  |
| 教育課程の特例 | 一貫教育に必要な独自教科の設定 | ○   | ○  |
|         | 指導内容の入替・移行      | ○   | ○  |
| 施設携帯    |                 | 施設一体型・施設隣接型・施設分離型   |  |
| 設置基準    |                 | 小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準   | 前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準                                |
| 名称      |                 | ○○小学校、○○中学校   | ○○義務教育学校（○○学園）   |
| 設置手続    |                 | 市町村教育委員会の規則等  | 市町村の条例   |